

イ パターン別提出書類例

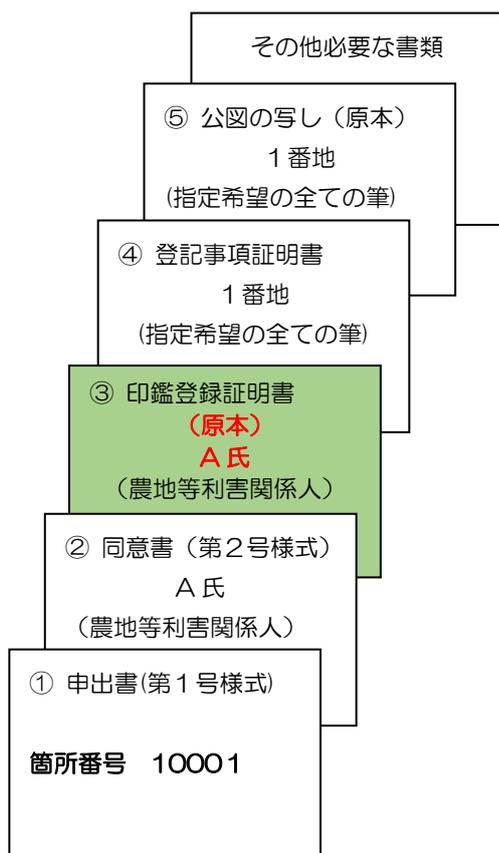
【パターン1】 1人で複数の生産緑地を所有する場合

(1) 農地等利害関係人 (P.4参照) が、所有者のみの場合

例 所有者：A氏
所有する生産緑地：箇所番号 10001 と箇所番号 10002 の2箇所
農地等利害関係人：所有者 (A氏) のみ



A氏の提出書類 (箇所番号 10001)



A氏の提出書類 (箇所番号 10002)



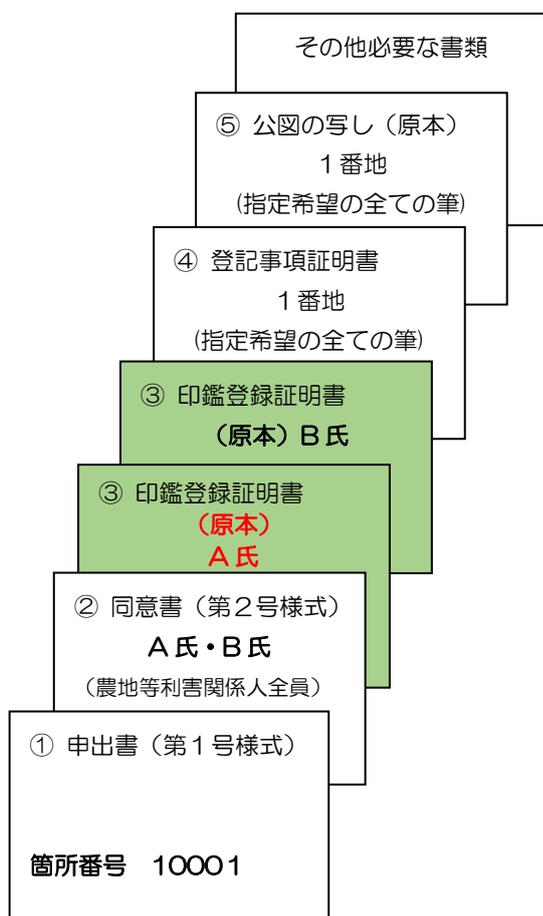
【③印鑑登録証明書】

- 農地等利害関係人 (P.4参照) 全員の分が必要です。
- 1人で複数の生産緑地の指定申出をする場合、それぞれの箇所で重複する分については、コピーの添付でも可能です。

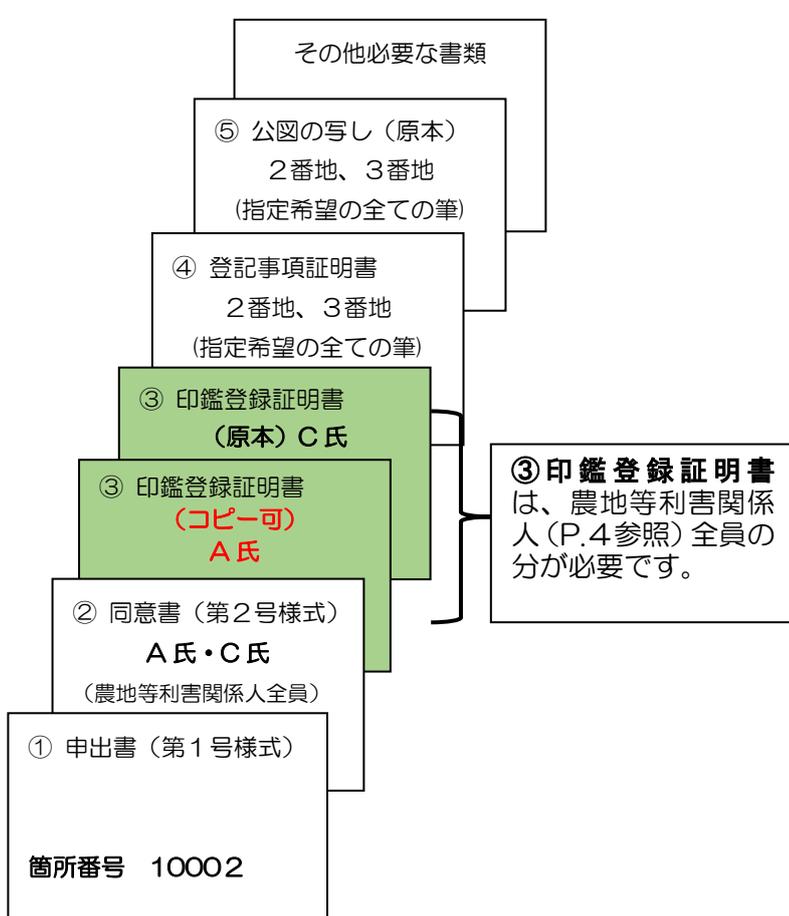
(2) 農地等利害関係人 (P.4参照) が、所有者 (A 氏) と抵当権者 (B 氏、C 氏) の場合



A 氏の提出書類
 (箇所番号 10001)



A 氏の提出書類
 (箇所番号 10002)

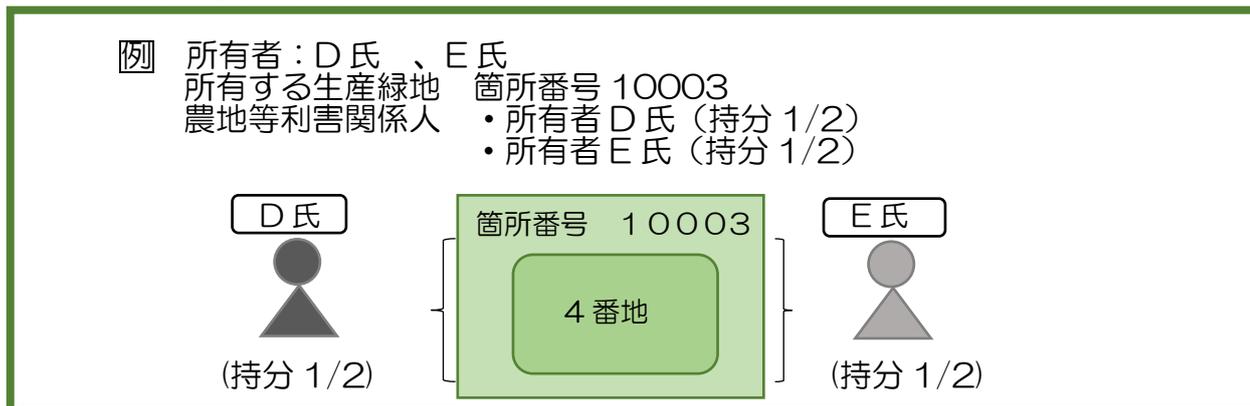


【③印鑑登録証明書】

- ・農地等利害関係人 (P.4参照) 全員の分が必要です。
- ・1人で複数の生産緑地の指定申出をする場合、それぞれの箇所で重複する分については、コピーの添付でも可能です。

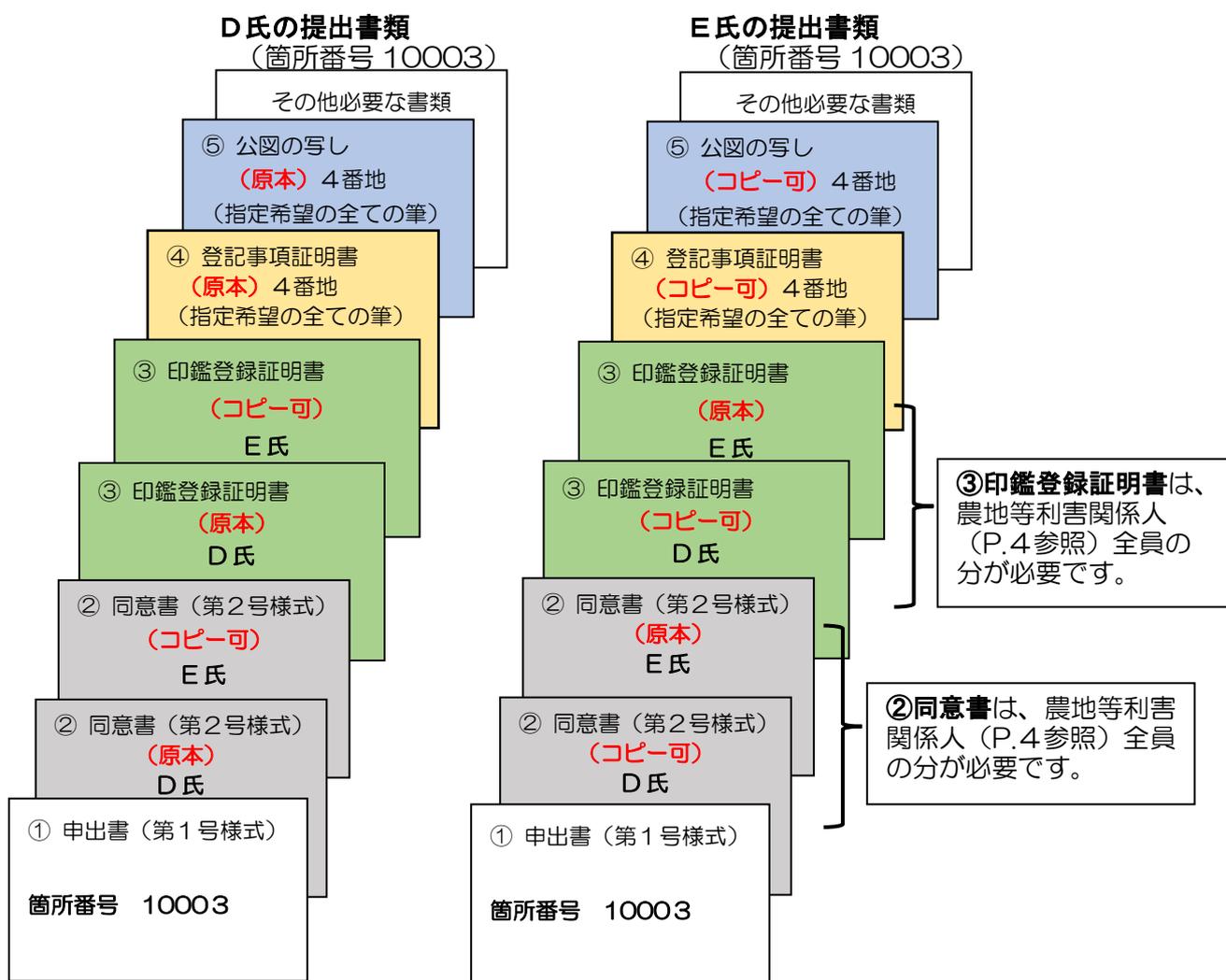
【パターン2】 1箇所の生産緑地のうち、共有名義の筆がある場合

○ 農地等利害関係人（P.4参照）が、所有者（D氏、E氏）のみの場合



※指定には、所有者及びその他の農地等利害関係人全員の同意が必要です。
必ずお話し合いをしたうえで、手続きしてください。

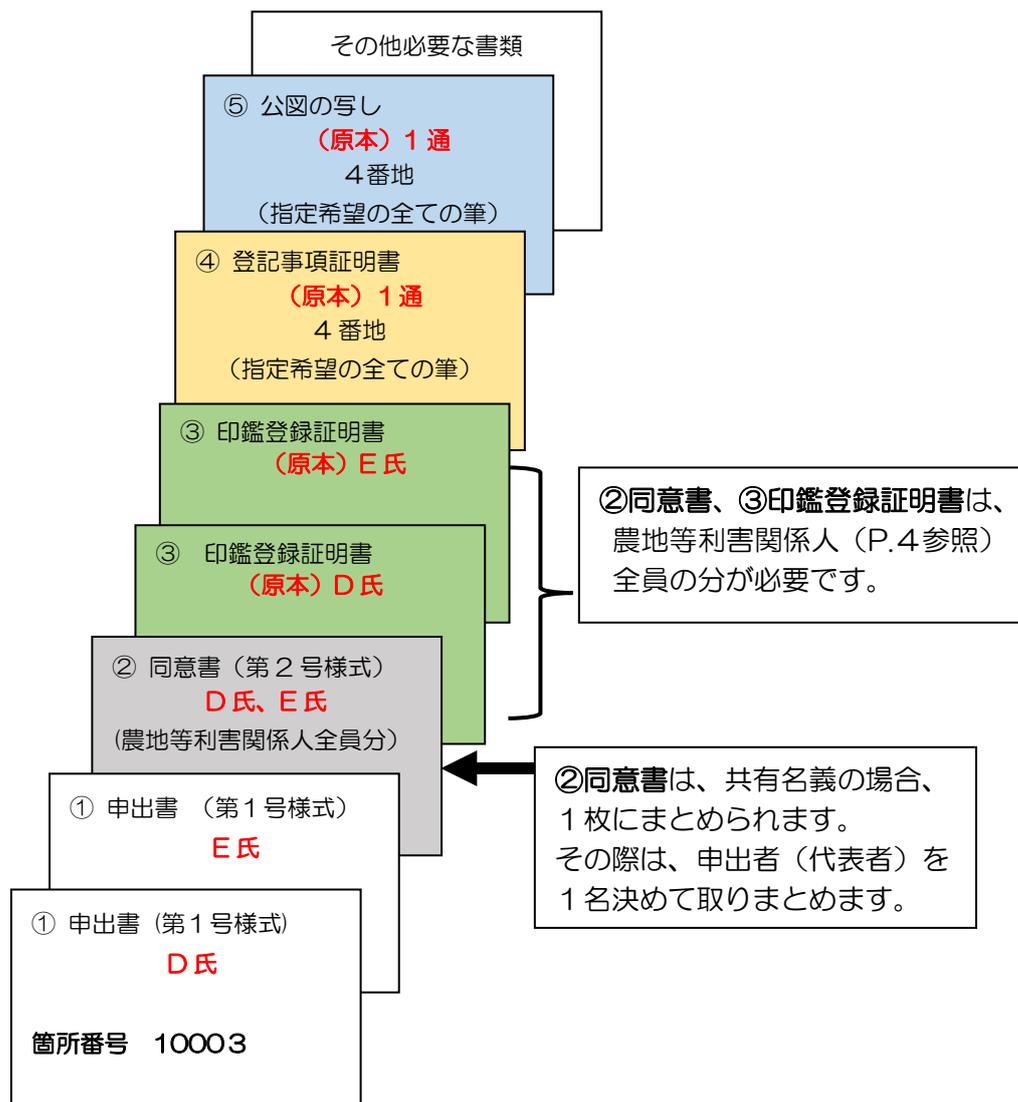
ア D氏、E氏それぞれで提出する場合



【②同意書・③印鑑登録証明書・④登記事項証明書・⑤公図の写し】

共有名義の筆の場合、お話し合いの上どなたか1人が「②同意書」、「③印鑑登録証明書」、「④登記事項証明書」、「⑤公図の写し（原本）」を提出していただければ、他の方は、コピーの添付でも可能です。

イ D氏(代表者)がまとめて書類を提出する場合



共有名義の場合で、申出者(代表者)を決めてまとめて書類を提出する場合は、次のように書類を省略することができます。

【②同意書】

代表者を決めて、農地等利害関係人(P.4参照)全員の分を1枚にまとめることができます。

【③印鑑登録証明書・④登記事項証明書・⑤公図の写し】

印鑑登録証明書・登記事項証明書・公図の写しは、各1通の提出が可能です。

※提出書類に不備があるときは、三浦市 都市計画課から確認の連絡をさせていただくことがございます。